

職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

茨城労働局では、STOP!熱中症クールワークキャンペーン（以下「クールワークキャンペーン」という。）を実施し、熱中症による労働災害防止のための取組を推進しているところです。

しかしながら、今般、茨城県内の事業場において、70歳代の男性作業員が屋外で洗車作業中、熱中症の疑いにより死亡する労働災害が発生しました。

このほかにも、茨城県内では、8月4日現在で、すでに熱中症による休業4日以上の労働災害が2件報告されています。

熱中症への対策は、暑さがピークを迎える今が正念場です。

それぞれの事業場において、労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、速やかに病院へ運ぶ対応を行っていただくとともに、労使が一体となって、職場における熱中症の予防について取り組むことが最も重要です。

事業場の皆様におかれましては、クールワークキャンペーンにおいてお願いしている熱中症予防のための取組を徹底していただくとともに、下記の取組に特に重点を置いていただくよう要請いたします。

記

（緊急時の対応）

- 1 少しでも労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、いったん作業を中止・中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して一人きりにしないこと。

（予防のための取組）

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 热中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを考慮した行動
- 4 WBGT指數計による作業現場のWBGT値の計測と、WBGT基準値に応じた効果的な予防策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育

令和3年8月5日
茨城労働局長 下角 圭司